

道路への樹木・枝の張り出しにご注意ください



道路や歩道への倒木、枝の張り出しにより、通行の障害になっている箇所が多数見受けられます。これらが原因で、車両や歩行者に事故が発生した場合には、樹木の所有者は責任を問われることがあります(民法第717条、道路法43条)。

- ◇道路・歩道へ樹木が張り出している。
- ◇枯れ木・折れ枝などによる通行障害がある。または、その恐れがある
- ◇竹林の繁茂による通行障害がある。または、その恐れがある

このような状態が見られる土地または樹木などの所有者の皆さまには、その樹木などの伐採または枝払いなどをお願いします。日常の管理とともに、強風や大雨の後には、特に注意してください。

- ◆作業時の注意事項
- ◇電線や電話線がある箇所の作業は、危険を伴う場合があるので、事前に東京電力またはNTT東日本に連絡し、立会いのもとで行ってください。
- ◇通行車両、自転車および歩行者などの安全を確保してください。
- ◇樹木からの転落防止などに十分配慮してください。

- ◆その他のお願い
- 市内にお住まいでない土地の所有者などについては、親戚・知人などの方から本人にお知らせください。

問 市建設課 ☎45-8125 FAX43-2945

砂沼サンビーチ施設撤去の見通し

砂沼サンビーチ施設撤去工事は、令和元年12月10日号のお知らせ版により、公益財団法人茨城県開発公社が令和2年8月から工事を着手する予定とお知らせしたところですが、しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大の影響や、砂沼サンビーチ跡地の民間利活用を前提とした既存施設の一部利活用の選択も含め、現在、茨城県が検討を行っていますので、工事の着手時期が遅れることとなりました。

工事着手時期が決まり次第、あらためて、お知らせします。

問 市都市整備課 ☎43-8356 FAX43-2945

介護保険負担限度額認定証の申請を受け付けます



介護保険施設(介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設)入所者およびショートステイ利用者の居住費(滞在費)・食費は原則自己負担となっていますが、令和2年度市・県民税非課税世帯の方などは自己負担が軽減されます。

申請により「介護保険負担限度額認定証」を交付しますので、施設入所および利用で必要となる方は申請をしてください。なお、令和元年度に認定を受けている方も申請が必要になります。

◆認定期間 8月1日(土)～令和3年7月31日(土)

- ◆持参するもの
- ①負担限度額認定申請書 ②同意書 ③印鑑(スタンプ印不可) ④すべての預貯金・有価証券の口座の写し(口座番号が分かるページおよび過去2カ月程度) ⑤個人番号(マイナンバー)が確認できる書類または写し ⑥委任状(個人番号の記載があり、代理人が申請する場合のみ)
- ※④～⑥は配偶者がいる方は配偶者分も必要です

- ◎申請書・同意書・委任状は、市ホームページからもダウンロードできます。
- ◎申請は随時受け付けますが、9月以降に申請する場合は認定開始が申請月からになります。

問 申 市介護保険課 ☎45-8122 FAX30-0011

有害鳥捕獲実施

収穫前の梨果実を、ムクドリ・ヒヨドリ・カラスの食害から守るため、銃器による捕獲を下妻市鳥獣被害対策実施隊の協力により実施します。ご理解ご協力をお願いします。

◆日時 7月7日(火)～9月3日(木)

- ◆実施日
- ◇7月7日(火)～8月11日(火) 毎週火・木・土・日曜日(日の出～日没)
- ◇8月20日(木)～9月3日(木) 毎週木・土・日曜日(日の出～日没)

- ◆対象地区 下妻地区全域
- ◇重点地区 上妻・大宝・騰波ノ江・豊加美・高道祖

※捕獲は「下妻市鳥獣被害対策実施隊」のオレンジの帽子を着用して行います

問 市農政課 ☎44-0729 FAX43-3239



「行政書士による無料法律相談会」開催

茨城県行政書士会県西支部では、暮らしと役所の諸手続きについて、面談により相談に応じます。

◆日時 7月18日(土)午前10時～午後1時

◆場所 八千代町中央公民館 2階 研修室
[八千代町菅谷1027]

- ◆相談内容
- 相続・遺言、成年後見、離婚、建設業許可、農地転用、法人設立、債権回収、在留許可などの法律問題・行政手続
- ※事前予約不要、当日先着順

問 茨城県行政書士会県西支部 ☎0280-33-3685(細井) FAX0280-33-3686



無料法律相談「ひまわりほっと法律相談会」開催

茨城弁護士会では、中小企業のための無料法律相談を実施します。

- ◆日時および場所
- 【水戸相談センター】
- ◇日時 7月21日(火)午後1時～4時
- ◇場所 茨城県弁護士会館[水戸市大町2-2-75]
- 【土浦相談センター】
- ◇日時 7月16日(木) 午前10時～正午、午後1時～4時、午後6時～8時
- ◇場所 茨城県弁護士会土浦支部[土浦市中央1-13-3 大国亀城公園ハイツ304]
- 【下妻相談センター】
- ◇日時 7月27日(月)午後1時30分～4時30分
- ◇場所 茨城県弁護士会館 下妻支部[下妻乙140-2]
- ◆相談方法 面談相談(事前予約制、相談時間30分)

※新型コロナウイルスの感染拡大の状況によっては面談を中止する場合あり

申 茨城県弁護士会 水戸相談センター ☎029-227-1133
茨城県弁護士会 土浦相談センター ☎029-875-3349
茨城県弁護士会 下妻相談センター ☎44-2661

問 茨城県弁護士会事務局 ☎029-221-3501 FAX029-227-7747

道路上で動物の死骸を見つけたら

市内の市道・県道上で動物の死骸を見つけた場合には、市役所開庁時は市役所生活環境課までご連絡ください。当日中に回収します。閉庁時には、休日日直または警備員へご連絡ください。翌開庁日に回収します。

※国道125号・294号は茨城県常総工事事務所道路管理課(☎0297-42-2505)での回収となります
※私有地については、その土地の所有者、管理者の責任での処理となります

問 市生活環境課 ☎43-8289 FAX44-7833

ごみ(廃棄物)の野外焼却は禁止



家庭ごみ、雑草、枝・葉、野菜くず、店舗や会社から出たごみを野外で燃やしていませんか。
◇「煙や臭いで体調を悪くした」
◇「洗濯物や布団が外に干せない」
◇「火が大きくなって火災になるかと思った」
など野焼きを原因とする苦情がたくさん市に寄せられています。野焼きの煙や臭いは予想以上に遠くまで飛散し、知らないうちに多くの方にご迷惑をかけています。

野焼きは「廃棄物処理法」で一部の例外を除いて禁止されています。(罰則規定：5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金)
※例外規定については、お問い合わせください

野焼きはしないで、廃棄物の適切な処理にご理解ご協力をお願いします。
◇ドラム缶やブロック積みなど簡易な焼却炉による焼却も禁止されています。
◇法令の基準を満たした焼却炉でも、故障や機能不全の状態で焼却することはできません。
◇家庭から出るごみは市指定のごみ袋に入れ、各地区の集積所に出すか、クリーンポート・きぬへ直接搬入してください。
◇会社や店舗から出るごみは事業系一般廃棄物、または産業廃棄物として処理してください。
◇産業廃棄物は専門の処理業者に依頼してください。

問 ◇市生活環境課 ☎43-8234 FAX44-7833
◇休日や夜間の場合 110番または下妻警察署 ☎43-0110
◇火災の危険がある場合 119番または下妻消防署 ☎43-1551
※匿名の通報でも対応しますが、通報の際は「行為者」または「行為場所」を明確にお伝えください。あいまいな情報では対応できない場合があります

発行◆下妻市役所〔〒304-8501 下妻市本城町二丁目22番地〕 編集◆秘書課
市役所へのお問い合わせは ☎0296-43-2111(代) FAX0296-43-4214(代)
HP <http://www.city.shimotsuma.lg.jp/>

国民健康保険被保険者証（保険証）が更新されます

「国民健康保険被保険者証(保険証)」は、毎年8月1日から新しいものになります。令和2年度の保険証は、世帯ごとに7月下旬に郵送します。

個人ごとの保険証です。届いたら必ず保険証枚数と記載内容をご確認ください。

※国民健康保険税が未納になっている世帯には保険証は郵送されません。後日、納税相談の通知を郵送します。指定日に来庁してご相談の上、保険証を受領ください

問 市保険年金課 ☎45-8124 FAX 43-2933

保険証郵送を簡易書留で希望する方へ

保険証は普通郵便で送付しますが、簡易書留による送付を希望する方は、事前にお申し込みください。
※令和元年度以前の国民健康保険税が完納されていない場合などは、郵送での対応はできません

- ◆申込方法
- ◇窓口で申し込む場合
市役所保険年金課(本庁舎1階)またはくらしの窓口
課(千代川庁舎1階)へ320円分の切手と保険証(番号
確認のため)を持参してください。
- ◇郵便で申し込む場合
任意の書面に、①世帯主氏名 ②住所 ③電話番号 ④
保険証番号 ⑤簡易書留希望と明記の上、320円分
の切手を同封して送付してください。
- ◆送付先 市役所保険年金課
〒304-8501[本城町2-22]
- ◆申込期限 7月8日(水)まで ※必着

問 市保険年金課 ☎45-8124 FAX 43-2933

臓器提供意思表示にご協力を

臓器移植医療に対する理解を深めてもらえるよう保険証の裏面に「臓器提供意思表示欄」が設けられています。意思表示欄への記入は任意であり、義務付けるものではありませんが、少しでも多くの方のご協力をお願いします。

問 市保険年金課 ☎45-8124 FAX 43-2933

国民健康保険の手続き～14日以内に届け出を～

	こんな場合は手続きを	手続きに必要なもの
国保に加入	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書、印鑑
	下妻市に転入したとき	印鑑
	子どもが生まれたとき	母子手帳、保険証、印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印鑑
国保をやめる	職場の健康保険に入ったとき	両方の保険証(職場の保険証が未交付の時は加入したことを証明するもの)、印鑑
	後期高齢者医療に移るとき	保険証・印鑑
	下妻市から転出するとき	
	死亡したとき	
	生活保護を受けるようになったとき	保護開始決定通知書、保険証、印鑑
その他	市内で住所が変わったとき	保険証、印鑑
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯を分けたり一緒にしたとき	
	保険証をなくしたとき	身分を証明するもの(免許証など)、印鑑
	修学のため、別に住所を定めるとき	在学証明書、保険証、印鑑

問 市保険年金課 ☎45-8124 FAX 43-2933

**ジェネリック医薬品希望シール・カードを
ご利用ください**



- ◆ジェネリック医薬品とは
ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、最初に作られた薬(先発医薬品：新薬)の独占販売期間が終了した後に発売が許可される医療用医薬品で、新薬より安価な薬です。
- ◆安全性は大丈夫か
新薬と同じ主成分のもとで開発・製造され、厚生労働省のジェネリック医薬品承認基準をクリアしている安心・安全な薬です。
- ◆ジェネリック医薬品希望シール・カードの使い方は
全ての薬にジェネリック医薬品があるとは限りません。治療内容によっては適さない場合もありますので、まずは医師に相談し、薬の選択や使用方法是薬剤師に相談してください。その際、希望シールを保険証や診察券、お薬手帳の余白部分に貼り付けるか、カードを提示すると希望を伝えやすくなります。

問 市保険年金課 ☎45-8124 FAX 43-2933

70歳未満の方の「限度額適用認定証」の申請

70歳未満の方の医療費が高額になった場合、「限度額適用認定証」を医療機関に提示することにより、窓口での医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。月ごとの医療費の支払いが高額になる方は、「限度額適用認定証」の交付申請をしてください。

現在、「限度額適用認定証」をお持ちの方も改めて申請が必要です。8月以降も引き続き認定証が必要な方は、申請の手続きをしてください。8月以降の認定証は、7月10日(金)から受け付けします。

◆所得区分と自己負担限度額(月額)

所得区分		適用区分	3回目まで	4回目以降(※1)
住民税 課税世帯	総所得金額が901万円を超える	ア	252,600円＋医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	140,100円
	総所得金額が600万円を超え901万円以下	イ	167,400円＋医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	93,000円
	総所得金額が210万円を超え600万円以下	ウ	80,100円＋医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	44,400円
	総所得金額が210万円以下 (住民税非課税世帯を除く)	エ	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯		オ	35,400円	24,600円

- (※1)過去12カ月間に、同じ世帯での高額療養費の支給が4回以上あった場合
- ◇保険外診療分および入院したときの食事代金などは、高額療養費の対象外です。
- ◇「限度額適用認定証」の交付を受けていない場合でも、同月内の医療費の支払いが自己負担限度額を超えて支払いがあったとき、高額療養費として申請により後から支給を受けることができます。
- ◇同一世帯で、同月内に21,000円以上の自己負担額を2回以上支払い、それらを合算して自己負担限度額を超えた場合、申請により後から支給を受けることができます。
- ※国民健康保険税の納付状況や世帯の申告状況などにより、「限度額適用認定証」を交付できない場合があります
- ◆限度額適用認定期間 8月1日(土)(申請月の初日)～令和3年7月31日(土)
- ◆申請に必要なもの 保険証、印鑑(ゴム印不可)、窓口に来る方の本人確認できるもの(運転免許証など)
- ※現在、「限度額適用認定証」をお持ちの方は持参してください
- ※別世帯の方が申請する場合は、委任状と窓口に来る方の本人確認ができるものが必要です
- 

問 市保険年金課 ☎45-8124 FAX 43-2933

住民税非課税世帯の方の入院時食事療養費の減額

保険診療で入院したときの食事代は、診療や薬にかかる費用とは別に、一食分として定められた標準負担額を自己負担します。住民税非課税世帯の方には、申請により食事療養費が減額になる「標準負担額減額認定証」を交付します。該当する方は申請をしてください。

現在、「標準負担額減額認定証」をお持ちの方も改めて申請が必要です。8月以降も引き続き認定証が必要な方は、申請の手続きをしてください。8月以降の認定証は、7月10日(金)から受け付けします。

- ◆対象者 住民税非課税世帯の方
◆食事療養費標準負担額

区分			1食あたりの標準負担額
住民税課税世帯の方			460円
住民税非課税世帯の方	過去12カ月の 入院日数	90日までの入院	210円
		90日を超える入院	160円

- ◆標準負担額減額認定期間 8月1日(土)(申請月の初日)～令和3年7月31日(土)
◆申請に必要なもの 保険証、印鑑(ゴム印不可)、窓口に来る方の本人確認できるもの(運転免許証など)
※現在、「標準負担額減額認定証」をお持ちの方は持参してください。「標準負担額減額認定証」をお持ちの方で、過去12カ月の入院日数が90日を超えている方は、入院日数が確認できるもの(医療機関の領収書など)も持参してください
※別世帯の方が申請する場合は、委任状と窓口に来る方の本人確認できるものが必要です

問 市保険年金課 ☎45-8124 **FAX** 43-2933



7月のマイナンバーカード (個人番号カード)の窓口交付日



マイナンバーカード(個人番号カード)を申請した方には、地方公共団体情報システム機構よりカードが市民課に届き、準備ができ次第、順次「個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書(はがき)」(以下、交付通知書)を転送不要郵便で送付しています。

マイナンバーカード交付には窓口混雑と待ち時間軽減のため、交付日時での予約が必要です。交付通知書が届いた方は交付通知書に記載される専用電話番号にて予約を取り、予約日に受け取りをお願いします。平日の時間外および休日の交付日を設けています。7月の交付日は、次のカレンダーのとおりです。

※交付通知書は、マイナンバーカードを申請してからおおむね1カ月程度で送付されます。マイナンバーカードの交付を受ける際に必要になるものです。なくさないでください

※マイナンバーカード申請時、郵送で受け取りを希望した方は予約の必要はありません

※交付および申請補助サービスの日程は、感染症対策などにより変更する場合があります

〈注意〉
マイナンバーカードは、交付通知書を送付した日から一定期間保管し、その後廃棄処理を行います。お早めにご予約をお取りください。

7月のマイナンバーカード交付日カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
			1 ●	2 ▲	3 ●	4 ■
5 ×	6 ●	7 ▲	8 ●	9 ▲	10 ●	11 ×
12 ★	13 ●	14 ▲	15 ●	16 ▲	17 ●	18 ×
19 ×	20 ●	21 ▲	22 ●	23 ×	24 ×	25 ×
26 ×	27 ●	28 ▲	29 ●	30 ▲	31 ●	

【交付受付時間】
●＝平日日中のみ
午前9時～11時30分、午後1時30分～4時
▲＝平日時間外交付日
上記に加え、午後5時～6時30分
■＝休日交付日
午前9時～11時30分、午後1時30分～4時
★＝休日交付日・申請補助サービス
午前9時～11時30分、午後1時30分～4時
※カード申請補助サービスを午前9時～11時30分まで実施します
×＝カード交付、申請補助サービスを行いません

問 申 市民課 ☎43-8196 **FAX** 43-2933

裁判所職員一般職試験実施 (裁判所事務官：高卒者区分)



◆1次試験
◇期日 9月13日(日)
◇試験種目 基礎能力試験(多肢選択式)、作文試験
◆2次試験
◇期日 10月中旬～下旬
◇試験種目 人物試験(個別面接)
◆申込受付期間
◇インターネット 7月7日(火)午前10時～16日(木)
※受信有効
◇郵送 7月7日(火)～10日(金)
※消印有効
※郵送申し込みは、インターネット申し込みができない場合のみ利用してください
◎詳しくは、裁判所ホームページ(<http://www.courts.go.jp/saiyo/index.html>)または裁判所で配布している受験案内をご覧ください。



問 水戸地方裁判所事務局 総務課 人事第一係
☎029-224-8417 **FAX** 43-1960(市秘書課)

中退共で退職金の悩みを解決しませんか

「中小企業退職金共済制度(中退共)」は、中小企業が加入しやすい国の退職金制度です。掛金の一部を国が助成します。掛金は、全額非課税となり、手数料もかかりません。また、社外積立で管理や運用の手間がかかりません。詳細は、お問い合わせください。

問 独立行政法人 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
☎03-6907-1234 **FAX** 03-5955-8211

総合労働相談を行っています

職場での強要、いじめ、いやがらせなど、労働者と事業主との間の労働関係に関する事項について相談に応じています。また、社会保険全般についてもお答えします。

◆日時 毎月第1火曜日 午後1時30分～4時30分
◆場所 働く婦人の家[今泉240]
◆費用 無料(事前予約制)
※相談日の前日までに茨城県社会保険労務士会にお申し込みください
※空きがある場合は当日の対応も可能です。相談を希望する場合にはお問い合わせください
◆相談員 茨城県社会保険労務士会会員

問 申 茨城県社会保険労務士会
☎029-350-4864 **FAX** 029-350-3222
月～金曜日、午前10時～午後4時(祝日、年末年始を除く)

『保育士および保健師(会計年度任用職員)』募集

職名	保育士(担任有)	保育士(担任無)	短時間保育士(担任無)	保健師
募集人数	2人	2人	1人	1人
業務内容	保育に関する業務			窓口・電話対応、健診などに係る保健指導・健康教室に係る業務、保健業務に関する事務およびその他一般事務
応募資格	保育士資格を有する人			◇保健師資格を有する人 ◇パソコン操作のできる人(Word、Excelなど) ◇普通自動車免許を有する人(AT限定可)
勤務地	市立下妻保育園または、きぬ保育園			保健センター
勤務時間	午前8時30分～午後6時30分のうち7時間(休憩60分) ※早出遅出勤務有		午前7時30分～午後6時30分のうち4時間以上 ※勤務時間は要相談 ※休憩時間は勤務時間により異なります	午前8時30分～午後4時30分(休憩60分)
勤務日	週5日(月～金) ※土曜日勤務有 ※行事がある日は、休日勤務有	週5日(月～金) ※行事がある日は、休日勤務有	週3～5日 ※勤務日数は要相談 ※行事のある日は、休日勤務有	週5日(月～金)
報酬など	月額 179,200円～190,851円 (職歴などにより異なります) ※期末手当・通勤手当の制度有 ※社会保険加入・雇用保険加入	月額 147,316円～164,567円 (職歴などにより異なります) ※期末手当・通勤手当の制度有 ※社会保険加入・雇用保険加入	時給1,002円～1,119円 (職歴などにより異なります) ※通勤手当の制度有 ※期末手当、社会保険、雇用保険は、勤務条件・報酬額などにより異なります	月額 190,851円～200,967円 (職歴などにより異なります) ※期末手当・通勤手当の制度有 ※社会保険加入・雇用保険加入
任用期間	令和3年3月31日まで ※勤務開始日は要相談 ※再度任用する場合があります			令和2年8月3日～令和3年3月31日 ※職員の育児休業代替のため、再度任用する場合があります
試験内容	面接試験 ※日時などは別途連絡			
申込期限	7月10日(金)まで ※郵送の場合は同日必着			
提出書類	令和2年度下妻市会計年度任用職員募集申込書(共通書類)			
	保育士証の写し			保健師証の写し
	「令和2年度下妻市会計年度任用職員募集要項」、「令和2年度下妻市会計年度任用職員募集申込書」は、総務課人事係で配布します。※市ホームページからもダウンロードできます			
書類提出先	市役所本庁舎2階 総務課 人事係 ☎43-2120 ※土・日曜日を除く午前8時30分～午後5時15分に書類を持参してください(郵送可)			

問 市総務課 ☎43-2120 **FAX** 43-4214

“みんなの研ぎやさん、巡回活動”いつもお使いの包丁は切れますか



ボランティアサークル “みんなの研ぎやさん” が、ご家庭でお使いの包丁を研磨して切れ味抜群の包丁に蘇らせます。会場まで来られないご近所の方の包丁も一緒にお持ちください。切れる包丁で楽しくお料理をしましょう。

◆日時 7月10日(金)午前9時30分～11時 ※新型コロナウイルス感染症の影響により中止になる可能性があります
◆会場 砂沼荘[下木戸493-6] あります。ご来場予定の方は事前にお問い合わせください

問 下妻市ボランティアセンター(下妻市社会福祉協議会) ☎44-0142 **FAX** 44-0559

令和2年度の特定健康診査・基本健康診査「集団健診」は予約制となります

令和2年度の特定健康診査・基本健康診査「集団健診」は、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、全日程予約制で実施します。予約の受付方法や詳細は、受診券に案内を同封し、7月10日(金)ごろ送付します。年齢は、令和3年3月31日時点のものです。

- ◆予約開始日 8月5日(水)
- ◆予約が必要となる集団健診日程

①～⑦の健診をご希望の方	
日程	9月1日(火)、2日(水)、3日(木)、4日(金)、5日(土)、8日(火)、9日(水)、10日(木) ※9月10日(木)は、夜間健診

⑧の健診をご希望の方	
日程	9月7日(月)

- ◆対象者・検査項目・自己負担額

対象者		検査項目	自己負担額
①	◇39歳以下 ◇40歳～75歳未満(下妻市国民健康保険加入者)	身体測定、血圧測定、尿検査、眼底検査、心電図検査、血液検査(血中脂質・肝機能・血糖・貧血・尿酸・(クレアチニン)	<u>1,500円</u>
②	◇75歳以上の方(後期高齢者医療保険の方)	身体測定、血圧測定、尿検査、血液検査(血中脂質・肝機能・血糖・クレアチニン) 心電図検査、眼底検査、貧血検査(希望制)	無料 2,200円

◎今年度75歳になる方は、受診日の年齢により検査項目、自己負担額が変わります。

◎40～75歳未満の社会保険被扶養者の方へ

健康保険の種類によっては、市の集団健診を受診できない場合があります。事前に健康保険証の発行元に確認してください。

《次の検診は、加入している健康保険の種類にかかわらず受診できます》

検診名		自己負担額
③	胸部レントゲン	65歳以上 無料 40～64歳 300円 39歳以下 700円
④	大腸がん検診(30歳以上)	300円
⑤	前立腺がん検診(40歳以上の男性)	500円
⑥	肝炎ウイルス検査(40歳以上の今までに検査を受けたことがない方)	500円
⑦	肺がん喀たん検査(40歳以上で胸部レントゲンを受診する方)	805円(容器代+検査代)
⑧	胃がん検査(30歳以上の方)	500円

- ◆「特定・基本健診受診券」送付対象者

◇30～34歳(市国保加入)、35～39歳、40～75歳(市国保加入)、76歳の方・・・全員

◇24歳以下、25～34歳(社保加入)の方・・・前年度受診者

◇77歳以上・・・過去3年度中の受診者

◇上記以外で新たに希望する方・・・市保健センターにご連絡ください。

※会社で受診するなど、今後のお知らせが不要な方は、お手数ですが市保健センターまでご連絡ください

◎感染症対策などにより中止または延期になる場合があります

問 市保険年金課 ☎45-8124 FAX 43-2933 市保健センター ☎43-1990 FAX 44-9744

「不妊専門相談センター個別相談」開催

不妊専門相談センターでは、不妊治療専門の産婦人科・泌尿器科医師、カウンセラー、助産師が、無料で相談をお受けしています。お気軽にご相談ください。

- ◆日時・その他

場所	県央(県三の丸庁舎)				県南(県南生涯学習センター)			
週	1	2	3	4	1	2	3	4
曜日	日	木	木	日	木	日	木	日
時間	午後2時～5時	午後5時30分～8時30分	午後5時30分～8時30分	午後2時～5時	午後6時～9時	午前9時～正午	午後6時～9時	午前9時～正午
7月	5	9	—	26	—	12	16	26
8月	2	13	20	—	6	—	20	23
9月	6★	10	17	27	—	13	17	—
10月	4	8	15	—	1	—	15	25
11月	1	—	19	22	5	8	—	22
12月	—	10	17	27	—	13	17	27
1月	—	14	21	24	—	10	21	24
2月	7	—	18	28	4	14	—	28
3月	7	11	18	—	4	14	18	—
従事職種	第2木曜・第4日曜：医・助 第1日曜：医・助または助・力 第3木曜：助・力				第1・3木曜：医・助 第2日曜：医・助または助・力 第4日曜：助・力			

◇従事職種 医＝産婦人科・泌尿器科医師、助＝助産師、力＝不妊カウンセラー

◇★＝グループミーティングの実施

◇場所 県三の丸庁舎[水戸市三の丸1丁目5-38]

県南生涯学習センター[土浦市大和町9-1ウラビル5階]

◆申込受付 月～金曜日の午前9時～午後3時 ※土・日曜日、祝日、年末年始、お盆を除く

◆申込方法 電話予約

問 申 茨城県産婦人科医会 ☎029-241-1130 FAX44-9744(市保健センター)

大宝八幡宮「風鈴まつり～千古(せんこ)の社に涼を求めて～」開催

新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んでしまった気運を少しでも高め、風鈴の音色で邪気を祓い、多くの人々が癒され楽しんでいただけるよう初めて企画をしました。ぜひお越しください。

- ◆期間

◇風鈴頒布(販売)期間 6月25日(木)～7月20日(月)

※この期間に各々が風鈴を大宝八幡宮で購入し、装飾して飾ります

◇風鈴展示期間 7月27日(月)～8月31日(月)

※展示期間終了後、2週間以内であれば風鈴を返却します

◆会場 大宝八幡宮[大宝667]

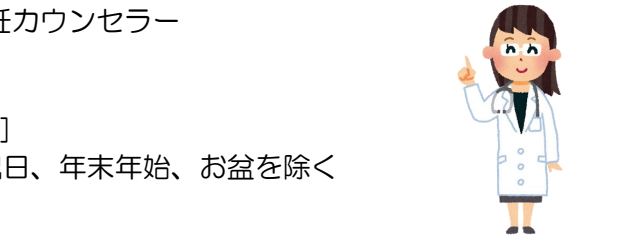
◆内容

◇約1,000個の風鈴(願いが書ける短冊付)を展示します。

◇風鈴は誰でも購入可能です(1個100円)。先着順。

◇既に所持している自前の風鈴を展示することはできません。

問 市観光協会事務局
☎44-8098 FAX 44-6004
※事業内容などの詳細は、大宝八幡宮(☎44-3756)にお問い合わせください



光化学スモッグにご注意を

◆発生しやすい気象条件
気温が高いとき、日差しが強いとき、風が弱いとき。
※特に真夏日は注意が必要です

◆注意報が発令されたら
◇呼吸器疾患や体調不良の方は外出しないでください。
◇保育園、幼稚園、学校などでは屋外運動を中止してください。
◇学校、病院、施設などでは窓を閉めてください。
◇目や喉に刺激を感じたら、洗眼やうがいをし、連絡してください。

問 茨城県環境対策課 ☎029-301-2961
県西県民センター環境・保安課
☎24-9134
市生活環境課
☎43-8234 FAX44-7833